

労働安全衛生法施行令一部改正に伴う各標準仕様書の読み替えについて

この度、労働安全衛生法施行令（以下「同施行令」という）が一部改正され、「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められることとなった。

これに伴い、当局対象標準仕様書において、「安全帯」の文言を含むものについては、下記のとおり読み替えることとする。

記

1 対象となる標準仕様書

- (1) 土木工事標準仕様書（平成 30 年 4 月）
- (2) 設備工事標準仕様書（平成 29 年 4 月）
- (3) 建築工事標準仕様書（平成 29 年 4 月）
- (4) 管路内調査工標準仕様書（平成 31 年 4 月）
- (5) 管路内清掃工標準仕様書（平成 31 年 4 月）
- (6) 設計委託標準仕様書（管路用）（平成 30 年 4 月）
- (7) 建物衛生管理委託標準仕様書（平成 30 年 4 月）
- (8) 施設管理業務委託標準仕様書（平成 30 年 4 月）
- (9) 設備保守点検委託標準仕様書（平成 30 年 4 月）
- (10) 植栽管理委託標準仕様書（平成 30 年 4 月）

2 読替え内容

「安全帯」を「墜落制止用器具」に読み替えることとする。

3 適用期間

対象となる標準仕様書が改正されるまで